

① 外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	-----	-----	-----

別表八(二)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社 の名称等	名 称	1				
	本たる店 の所在 又は事 務主所	国 名 又 は 地 域 名	2			
		所 在 地	3			
	主 たる 事 業	4				
発行済株式等	発行済株式等の保有割合	5	%	%	%	%
	発行済株式等の連結保有割合	6	%	%	%	%
支払義務	支払義務確定日	7				
	支払義務確定日までの保有期間	8				
益金 不算入 額の 計算 等	剰余金の配当等の額	9	( )	( )	( )	( )
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	( )	( )	( )	( )
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無
	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無			
	損当等の額 の計算 対象と ならない 損金算入 配当	13	( )	( )	( )	( )
	(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	14	( )	( )	( )	( )
	損金算入対応受取配当等の額 (9) × (14) / (13)	15	( )	( )	( )	( )
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15)	16	( )	( )	( )	( )
	(16)に対応する外国源泉税等の額 (10)又は(10) × (14) / (13)	17	( )	( )	( )	( )
	剰余金の配当等の額に係る費用相当額 (9) - (16) × 5%	18				
額の 計算 等	法第23条の2の規定により益金不算入とされる 剰余金の配当等の額 (9) - (16) - (18)	19				
	措法第66条の8第2項前段若しくは第9項前段又は 第68条の92第2項前段若しくは第9項前段の規定 により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の四)「23」+「25」)	20				
	(16)のうち措法第66条の8第3項若しくは第10項又 は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益 金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の四)「24」)	21				
	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19) + (20) + (21)	22				
	法第39条の2の規定により損金不算入とされる 外国源泉税等の額 (10) - (17)	23				
計 算	(23)のうち措法第66条の8第2項後段若しくは第9項後 段又は第68条の92第2項後段若しくは第9項後段の規 定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の四)「28」)	24				
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23) - (24) (マイナスの場合は0)	25				
	益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 (22)欄の合計	26				
損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 (25)欄の合計	27					

【No.43】 5欄又は6欄は、25%（租税条約で別途定めのある場合はその割合）以上となっていますか。

【No.44】 7欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。

【No.45】 8欄は、6月以上の期間となっていますか。

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.46】 27欄の金額を別表四の二付表で加算していますか。